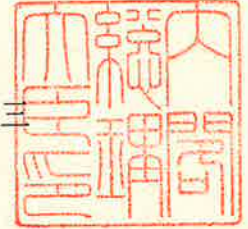


府益担第394号  
令和元年9月2日

公益財団法人生長の家社会事業団  
代表者 久保 文剛 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
令和元年9月2日 から 令和6年9月1日 まで

【公印・契印（省略）】

府益担第521号  
令和6年7月29日

公益財団法人生長の家社会事業団  
代表者 久保 文剛 殿

内閣総理大臣  
岸田 文雄

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
令和6年9月2日 から 令和11年9月1日 まで